

令和2年11月16日

各位

高知県農業協同組合

米の不適切な取扱いについて

このたび、当組合・四万十営農経済センターにおいて、米の不適切な取扱いの事案が3件発生いたしました。

消費者・取引先・生産者の皆さまに対し、当組合への信頼を損ねることとなりましたこと、役職員一同厳粛に受け止め、深くお詫び申し上げます。

今後につきましては、再発防止に努め、組織一丸となって信頼回復に取り組んでいく所存でございます。

事案の概要につきましては、以下のとおりです。

記

1 事案の概要

(1) 他品種混入した「にこまる」を銘柄米とし販売した件

令和2年5月から10月21日まで、共同乾燥施設であるカントリーエレベーターで「ヒノヒカリ」が混入したと思われる令和元年産米「にこまる」867袋（1袋30Kg、以下同じ。）を「にこまる」の銘柄で検査をうけ、その内774袋を「にこまる」として玄米と白米で販売していました。

(2) 慣行栽培「にこまる」を特別栽培米「にこまる」として販売した件

令和元年11月から本年10月19日まで、令和元年産の慣行栽培の「にこまる」156袋を、定められた基準で管理を行っている特別栽培米の「にこまる」（玄米）として販売していました。

(3) 中土佐町産ヒノヒカリを四万十町産として販売した件

令和元年10月から本年9月21日まで、令和元年産の中土佐町産（大野見地区）のヒノヒカリ575袋（白米）を四万十町産として販売していました。

2 発生の原因

消費者および取引先からの需要に応えるための判断に誤りがありました。米の製造過程における内部統制が十分機能していなかったことによります。

3 発覚の経緯

令和2年8月に中国四国農政局の立ち入り調査が実施されました。当該調査時の指摘に対し、当初担当職員は事実と違った説明をしていましたが、10月の調査で不適切な取扱いを認め、上司に報告がありました。その後内部調査を行い、JAとして前記1の不適切な取扱いの事実を確認しました。

4 関係者等の処分

役員の管理監督責任や関係職員の処分につきましては、今後、当組合の規程等に基づき厳正に対処いたします。

5 再発防止策

現在、外部の識者も含めた調査委員会を設けて、当該3つの事案ならびに他に同様の事案がないか調査しています。今後は、職員の教育・指導を徹底するとともに、コンプライアンス体制および内部管理体制の一層の強化を図り、再発防止および消費者・取引先・生産者の皆さまからの信頼回復に向け全力を尽くしてまいります。

以 上

対象商品一覧

上段: 製品名
下段: 精米年月日



仁井田米 2kg・5kg
令和元年10月28日~令和2年9月21日



仁井田米香米入り 2kg・4.5kg・5kg
令和元年10月28日~令和2年9月21日



仁井田米にこまる 2kg・5kg
令和2年5月22日~令和2年10月21日



特別栽培米仁井田米 5kg
令和2年1月17日~令和2年6月9日